

拝啓 突然お手紙を差し上げる失礼をお許し下さい。

私たちは、九州大学法学部で刑事裁判の手続を定めている刑事訴訟法という法律について勉強しているゼミナールに所属しております。

今回、ゼミナールの活動の一環として、刑事事件について「裁判員」制度による模擬裁判を行うことになりました。つきましては、皆様ぜひ「裁判員」としてご参加・ご協力いただければと思い、お手紙を差し上げた次第です。

このところテレビや新聞などでも話題になっていますので、ご承知のことと存じますが、現在わが国では司法制度の改革が進められています。その中でも特に注目を集めているのが刑事裁判への「裁判員」制度の導入です。

「裁判員」制度では、イギリスやアメリカなどで行われている陪審裁判と同様に国民の中から無作為に選ばれた「裁判員」が、ドイツなどで行われている参審裁判と同様刑事裁判において裁判官と一緒に審理に参加し、有罪・無罪の判断を行い、有罪の場合には、どの程度の刑罰が相応しいかも決めることになっています。

この制度の導入は、「一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」(司法制度改革審議会意見書102頁)ことを最大の目的にしています。

ですが、「裁判員」と裁判官の人数を何人にするのかということや手続の詳細については現在検討が行われています。そこで私たち九州大学刑事訴訟法ゼミナールでは、実際の制度が出来、動き始める前に、現在考えられている「裁判員」制度に基づいた模擬裁判を行うことによって、まだ決まっていない部分の制度のあり方などについての研究をより深めたいと考えた次第です。

皆様のお名前は、現在考えられている「裁判員」の選び方によって選ばせていただきました。具体的には「裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである」(司法制度改革審議会意見書105頁)とされていますので、福岡地方裁判所本庁の管内である市(区)や町の選挙管理委員会にご了解をいただき、選挙人名簿から無作為に選ばせていただきました。

また、皆様と一緒に裁判をしていただく「裁判官」役につきましては、現在現職の裁判官あるいは弁護士の方々にご協力をいただきたいと思いますと考え、お願いをしております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、今回の企画の趣旨をご理解いただき(別紙実施要綱・資料もご参照下さい)、ご協力いただければ幸いです。

敬具

年 月 日

(別紙)

裁判員模擬裁判 実 施 要 綱

- 日 時** 平成15年2月23日(日)
午前11時30分に会場においで下さい。
昼食をおとりいただきながら、簡単なご説明をさせていただいた後、模擬裁判は、午後1時から5時頃までを予定しております。
- 会 場** 九州大学国際研究交流プラザ(福岡市早良区西新・地下鉄西新駅から徒歩10分・詳細は別添パンフレットをご参照下さい)
なお、当センターには駐車場の余裕がございませんので、特別な事情がない限り、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。
- 昼食等** 当日は、昼食及び些少でございますが、交通費等を用意させていただきます。
- アンケートについて** 当日参加された皆様には、模擬裁判員を経験されての感想等についてアンケート調査にご協力いただければと考えておりますので、是非よろしくお願いたします。
- マスコミ・傍聴者について** 当日は模擬裁判員でない方々が模擬裁判を傍聴される可能性があること、テレビ局等の取材が行われる可能性があること、また模擬裁判の成果を今後の研究に生かさせていただくため、模擬裁判劇及び裁判員と裁判官の評議の内容を記録させていただきたいと考えております。もちろん、プライバシーには十全に配慮致しますので、ご了承いただければ幸いです。
- なお、法律専門職(弁護士、検察官、裁判官)に従事されている方、あるいは従事されていた方は、大変申し訳ございませんが、非法律家という条件に合致しないと考えられますので、裁判員としてのご参加はご遠慮いただければ幸いです。
- 以上の内容の下で、模擬裁判に「裁判員」としてご参加いただけるかどうか、同封の返信用葉書にご記入の上、 月 日までにご返信いただければ幸いです。